

大分県農業経営基盤強化資金事務処理要領

大分県農業経営基盤強化資金の融通に係る事務の取り扱いは、株式会社日本政策金融公庫「融資業務規程」、「貸付基準」、公益財団法人農林水産長期金融協会農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業交付規程（平成24年4月6日制定）（以下「長期金融協会交付規程」という）「大分県農業経営改善関係資金運営要領」（以下「運営要領」という。）、「大分県農業経営基盤強化資金実施要綱」（以下「要綱」という。）及び県及び市町村が「受託金融機関」等との間に締結する「大分県農業経営基盤強化資金特別利子助成契約書」によるほか、この要領による。

第1 借入手続き

要綱第3の1に掲げる者が農業経営基盤強化資金（以下「本資金」という。）を借り入れる場合の借入手続きは、運営要領第3によるものとする。

第2 利子助成申請の手続き

事務の委任

要綱第3の7に規定する転貸貸付（以下、「転貸貸付」という。）にあつては、要綱第5に基づく事務は次のとおりとし、市町村の利子助成に対するものは民間金融機関（以下、「窓口金融機関」という。）、県に対するものは日本政策金融公庫の受託金融機関（以下、「受託金融機関」という。）がそれぞれ行うものとする。

- (1)この資金の利子助成費補助金の交付申請に関すること
- (2)この資金の利子助成費補助金の交付請求に関すること
- (3)この資金の利子助成費補助金の受領に関すること（転貸貸付の場合に限る）

なお、平成24年度以降の国への利子助成申請については、長期金融協会交付規程によるものとする。

第3 利子助成の承認

長期金融協会交付規程による。

第4 貸付実行

1 貸付実行報告

- (1)株式会社日本政策金融公庫又は受託金融機関は、貸付金を借入金口座の貸付受入金に保留する。
- (2)貸付受入金からの資金の払出については、請求書等必要書類を提出させ、融資対象事業の進捗状況と資金所要状況を検討し、必要な時期に必要なと認められた額を払い出す。
- (3)利子助成の有無に関わらず、この資金の貸し付けを行った株式会社日本政策金融公庫又は受託金融機関は、四半期毎に実行状況を大分県農業経営基盤強化資金貸付実績一覧表（第11号様式。以下「貸付実績一覧表」という。）に記載し、7月、10月、1月、4月の15日までに知事に提出する。なお、県が必要と認められた場合には、貸付実行日、貸付額、貸付利率、据置期限、貸付番号等の記載された償還年次表の写しを徴求することができる。

2 借入辞退

受託金融機関は、利子助成の承認を受けた者がこの資金の一部又は、全部の借入を辞退した場合は、貸付実行報告書に必要事項を記入し、知事に報告する。

第5 資金管理

株式会社日本政策金融公庫又は窓口金融機関は、資金の貸付に係る債権保全等、善良な管理を期するとともに、次の事項に留意するものとする。

- (1)第4の1の(2)により払出された貸付金の受け入れは、借受者の別段口座を用い行うこと。
- (2)別段口座から業者等への支払いについては、口座振替によるものとし、特別な事情がある場合を除き現金支払いは行わない。
- (3)支払に当たっては、資金用途の確認を行うとともに、払出証拠書類の保管を行うこと。

第6 事業計画の変更

1 変更申請

借受者は、この資金の承認後、又は、貸付後において次の事項に該当する以外の変更を生じた場合には、株式会社日本政策金融公庫又は窓口金融機関に事業・資金計画変更承認申請書（第6号様式）を提出する。

- (1)事業又は施設の内容の軽微な変更
- (2)総事業費が当初計画に比べ2割未満増減する変更

2 変更承認

申請書の提出を受けた融資機関は、変更内容を検討し、推進会議の意見を聞き事業変更の承認（否認）について、決定する。

第7 事業完了報告

借受者は、貸付対象事業が完了したときは、株式会社日本政策金融公庫又は窓口金融機関に提出する事業完了報告書の写しを株式会社日本政策金融公庫又は受託金融機関を通じ、知事に提出するものとする。

第8 償還

1 約定償還

約定償還は各年元金均等償還、若しくは元利均等償還とする。

2 特例償還

- (1)第7の事業完了の結果、事業費縮小等の理由により貸付金が利子助成額を超過することになったときは、その額について速やかに繰上償還を行うものとする。
- (2)この資金により実施した事業につき国又は、地方公共団体等からの補助金等の交付を受けたとき、又は、借受者からの繰上償還の申出があったときは、その額について速やかに繰上償還を行うものとする。
- (3)県等が行う調査又は検査等の結果、一部又は全部について利子助成承認の取消しを受けたときは、その部分について指定期日までに繰上償還を行うものとする。

3 特例償還及び延滞状況報告

株式会社日本政策金融公庫及び受託金融機関は、前項の繰上償還があったとき、又は、約定償還額に延滞を生じたとき、及び延滞額の償還があったときは特例償還状況及び延滞状況報告書（第7号様式）を作成し、団体指導・金融課長に提出する。

第9 利子助成変更の申請等

1 利子助成変更の申請

直接貸付にあつては、借受者は、また転貸貸付にあつては、受託金融機関は、本資金の貸付後、災害その他やむを得ない理由により当初の償還計画の変更を必要とする場合は、大分県農業経営基盤強化資金特別利子助成変更申請書（第8号様式）を作成し、当該償還

期日の30日前までに知事に提出するものとする。

2 利子助成変更の諾否

知事は、前項により提出された利子助成変更申請書の内容を審査のうえ、利子助成変更について諾否の決定を行い、承諾した場合は大分県農業経営基盤強化資金特別利子助成変更承諾書（第9号様式）を交付する。

3 利子助成変更の実行報告

株式会社日本政策金融公庫又は受託金融機関は、前項の利子助成変更申請承諾書を受理した時は、借用証書の条件変更を行うとともに、その実行状況を大分県農業経営基盤強化資金貸付変更実行報告書（第10号様式）により知事に報告するものとする。

4 市町村の利子助成変更

市町村の利子助成の変更に係る申請等については、「受託金融機関」を「窓口金融機関」に、「知事」を「市町村長」に読み替え第9の1から3に準じて行う。

第10 利子助成額の計算

事務委任を受けた窓口金融機関及び受託金融機関は、毎年1月31日までに利子助成額を計算し、それぞれ市町村、県に提出する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月24日から施行する。